

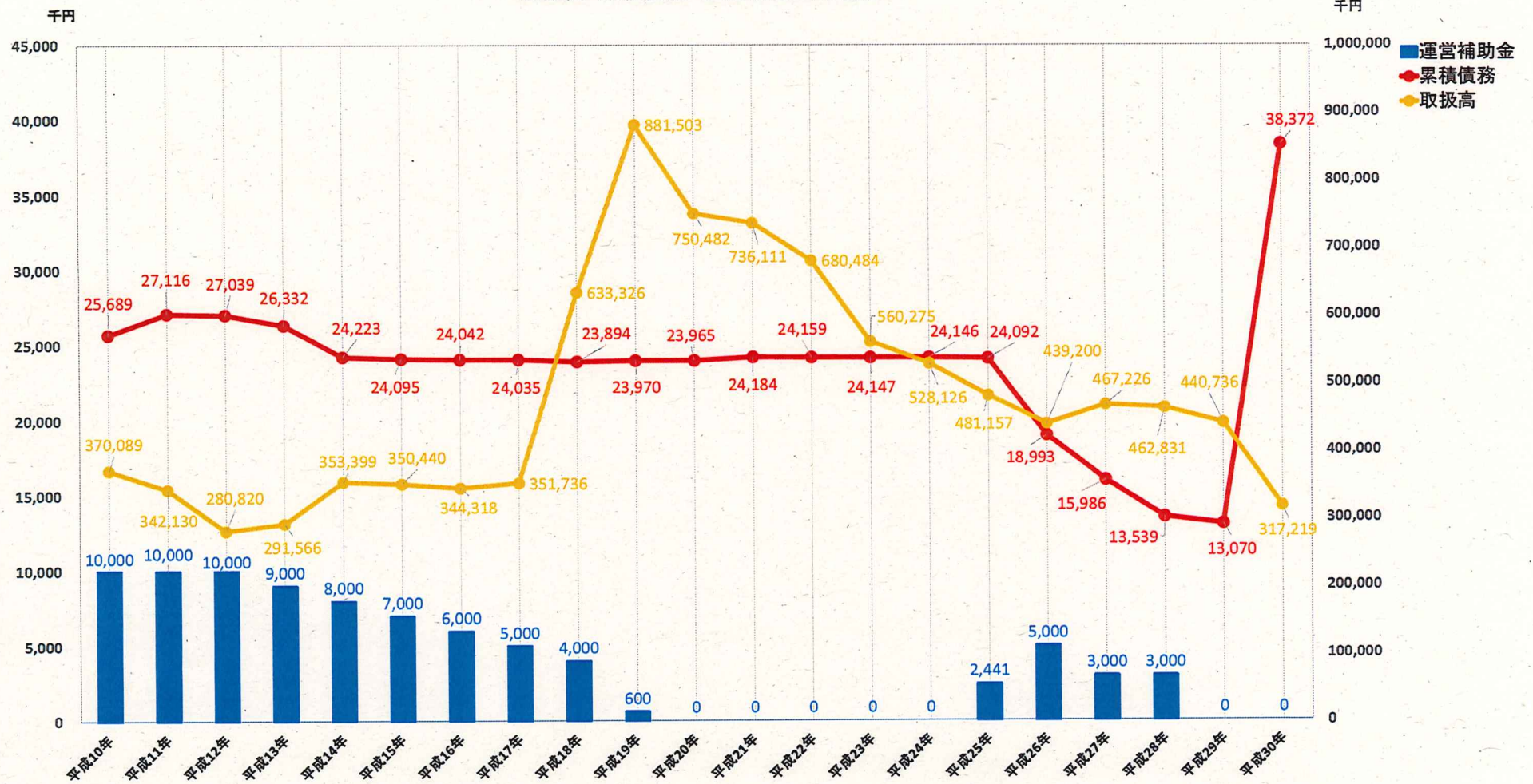
第2回山陽小野田市地方卸売市場関係者説明会

令和2年8月18日（火）13:30～

山陽小野田市地方卸売市場

- 1 経済部長あいさつ
- 2 市場の成り立ちについて
- 3 小野田中央青果株式会社の破産に至った経緯について
- 4 今後の市場の方向性について
- 5 その他

小野田中央青果株式会社
取扱高・累積債務・運営補助金の推移



純利益(損失)

単位:円

H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
△ 2,295,000	△ 1,426,000	76,000	707,000	2,108,000	128,000	53,000	6,000	51,000	13,000	4,769

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
△ 218,518	25,171	12,355	856	54,849	5,098,529	3,007,485	2,446,717	468,615	△ 25,302,594

●市場の継続に向けて

1 基本的考え方

(1) 市場において

- ①市内農産物を取り扱うこと。
- ②買受人等取引関係者に対して、不当に差別的な取り扱いをしないこと。

(2) 市は施設所有者（管理者）である。

- ①施設使用申請者に対して許可をする。
- ②使用者に対して、条例の範囲内で指導することができる。

(3) 民間が運営を行う。

2 使用料

(1) 減免については、公益性を考慮して市長が定める。

(2) 減免をする場合は、最大で最初の3年間は10分の1とし、4年目以降減免率を引き下げ、支払額を上げていく。

3 使用を希望する民間事業者の要件

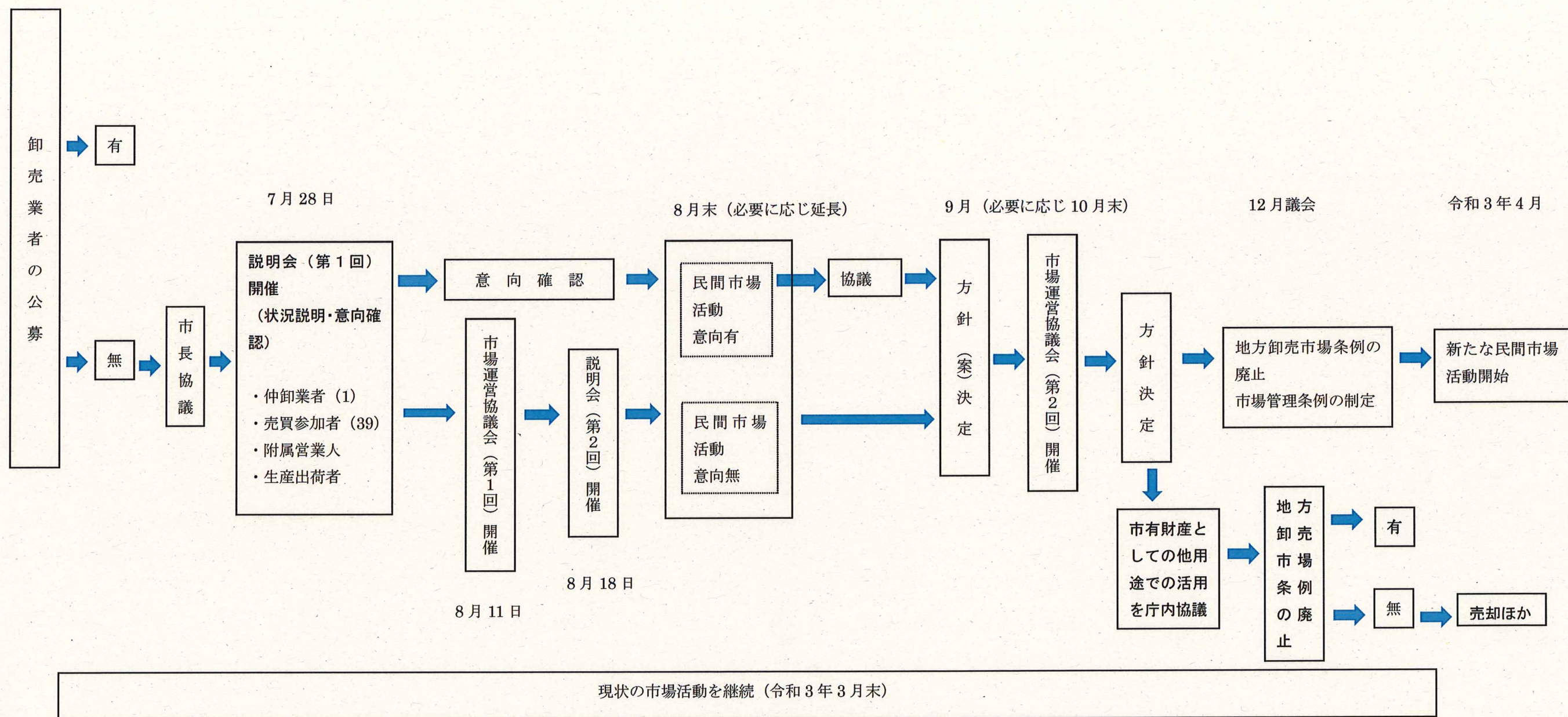
次のいずれかに該当すること。

- (1) 現在の取引に関わる仲卸業者、売買参加者、出荷者またはそれらを含む新たな事業者
- (2) (1) が推薦する外部の事業者

4 使用許可

- (1) 3年を1期として許可をする。2期目以降の使用許可は前期の内容を考慮して決定する。
- (2) 使用を希望する民間事業者は、事業計画書（任意様式）を市に提出すること。
- (3) 民間事業者から複数の提案があった場合は、民間業者間で協議し、再提案すること。
- (4) 卸売市場法の規定による「県の認定」を受ける民間事業者を優先する。

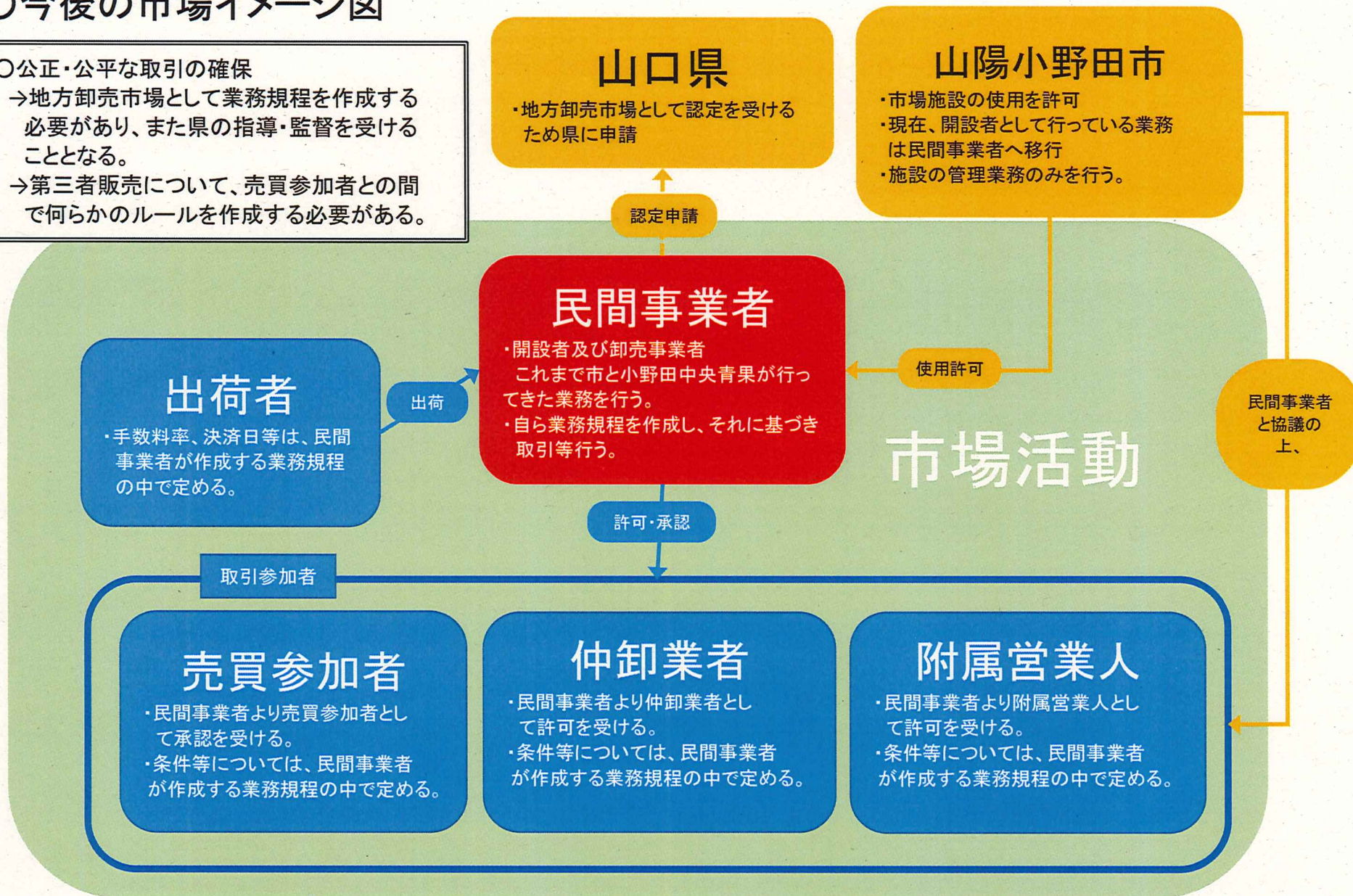
市場の方向性



○今後の市場イメージ図

○公正・公平な取引の確保

- 地方卸売市場として業務規程を作成する
必要があり、また県の指導・監督を受ける
こととなる。
- 第三者販売について、売買参加者との間
で何らかのルールを作成する必要がある。



○卸売市場使用料試算表

減免前

名称	金額
卸売業者手数料 ①取扱高×3/1,000	実績により
卸売業者売場使用料 ②月額100円×768.6㎡×12ヶ月×1.10	1,014,552
倉庫使用料 ③月額150円×62㎡×12ヶ月×1.10	122,760
冷蔵庫使用料 ④月額800円×66㎡×12ヶ月×1.10	696,960
搬送設備使用料 ⑤月額43,000円×2台×12ヶ月×1.10	1,135,200
卸売業者光熱水費負担金(実費)	実費
計	2,969,472

減免後(案)

名称	予算現額
卸売業者手数料 ①×1/10	実績により
卸売業者売場使用料 ②×1/10	101,455
倉庫使用料 ③×1/10	12,276
冷蔵庫使用料 ④×1/10	69,696
搬送設備使用料 ⑤×1/10	113,520
卸売業者光熱水費負担金	実費
計	296,947

※3年間、(案)のとおり減免を行う。

※4年目からの使用料は以下のとおりとする。

4年目 使用料を2/10に減免する。

5年目 使用料を3/10に減免する。

6年目 使用料を4/10に減免する。